

『増補改訂 本願寺史』第4巻刊行にあたって (第9回)

## 第八章 教団の社会活動 その概要

昨年2月に本願寺出版社より刊行しま

した『増補改訂 本願寺史』第4巻第八

章は、本願寺教団の社会活動について、

次の構成で記述しています。

一 社会福祉事業

二 教誨・更生保護事業

三 災害支援活動

以下、順に内容を概括していきます。

### ▼社会福祉事業

戦後、GHQ（連合国軍最高司令官総

司令部）は日本政府に対して、社会福祉

法制度における軍事色の一掃と民主化を

生委員として活動しました。

1951（昭和26）年に社会福祉事業法が制定され、社会福祉事業の公共性が明確になりました。その結果、戦前から寺院で経営していた保育所などの社会福祉施設の法人化が進みました。この当時は、保育所が圧倒的多数でしたが、1999（平成11）年の介護保険法施行にともない、介護サービス事業をおこなう高齢者福祉施設が増えました。

1977（昭和52）年に『浄土真宗福祉白書（五十二年版）』が発行され、浄土真宗社会福祉基本要項（案）が提示されました。この要項は、1996（平成8）年に全面改訂され、新たに浄土真宗社会福祉基本要綱が策定されました。

1992（平成4）年、浄土真宗本願寺派関係高齢者福祉施設連絡協議会（のち、高齢者施設連絡協議会と改称）が発足し、2005（平成17）年には、全国児童養護施設浄土真宗本願寺派協議会が結成されました。

1986（昭和61）年からは、本願寺

求めました。1946（昭和21）年から1950（昭和25）の間に生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法・新生活保護法が制定され、戦後日本の公的社会福祉制度の骨格が形づくられました。本願寺では1945（昭和20）年11月、宗務所内に同朋互助門末共励事務所を設け、飢餓状態にある国民・被災者の救助を開始しました。また、政府の救済が届きにくい海外からの引揚者に対し、慰問使の派遣や全国寺院へ人事相談所の開設、住居相談、就職斡旋などの救援に積極的に取り組むよう指示し、住職らも民

教学部内に医療と宗教（伝道）に関する専門委員会が設けられ、ビハラー（仏教ホスピス）研究会（のち、ビハラー実践活動研究会と改称）が設置されました。各教区でのビハラー活動も活発化し、1996（平成8）年には全教区に教区ビハラーが結成されました。

#### ▼教誨・更生保護事業

戦後、「宗教の自由」の原則に基づき、受刑者の宗教上の自由が保障され、宗教教誨は各教宗団がおこなうことになりました。

1950（昭和25）年、仮釈放者や満期釈放者、起訴猶予者などを対象に緊急適切な更生保護を図るため、浄土真宗本願寺派更生保護事業協会が発足しました。女子釈放者の保護事業に取り組みることになり、更生緊急保護法のもと、更生保護会を設立し、女子釈放者の保護施設「西本願寺白光荘」（現在は京都市右京区）を開設しました。

1956（昭和31）年、全国教誨師連

盟が発足し、勝如宗主が会長に就任しました。財団法人認可後は、勝如宗主は総裁に就任し、退任後は即如宗主、専如門主が総裁を歴任しています。

1971（昭和46）年、教誨師養成に重点を置いた、宗門矯正保護事業協議会が設置されました。また、本願寺は教誨師を対象に研修会を開催。1974（昭和49）年、浄土真宗本願寺派矯正教化連盟発会式をおこない、教誨師活動や各管区の定期的な交流を目的とした『教誨通信』も刊行されました。

龍谷大学では、1952（昭和27）年度より文学部で矯正講座を開設し、1954年度より全国で初となる4か年課程とし、1958（昭和33）年に終了しました。

教誨師の後継者養成を重視した本願寺は、龍谷大学に矯正課程の再開を要請。龍谷大学は、1977（昭和52）年度から龍谷講座として全学部を対象とした矯正課程を開講すると同時に、矯正課程の充実と矯正事業促進をはかるため、本願

寺と協同で矯正課程研究会（のち、矯正・保護研究会と改称）を発足させ、翌年には『矯正講座』が創刊されました。

2002（平成14）年、龍谷大学矯正・保護研究センターが開設しました。2010（平成22）年には、矯正保護に関する教育・研究・社会貢献を総合的に推進するために、龍谷大学矯正・保護総合センターが開設されました。

#### ▼災害支援活動

本願寺では、1946（昭和21）年の南海地震、1948（昭和23）年の福井地震、1953（昭和28）年の西日本水害など、全国各地で起こった自然災害に対して、慰問や義援金・救済物資を送るなどの支援活動をおこなってきました。

1955（昭和30）年、宗派に所属する寺院・教会の相互共済を目的に、浄土真宗本願寺派共済会が設立され、死亡弔慰金や火災見舞金が給付されることになりました。

その後も、大規模自然災害が頻発する

なか、本願寺は必要に応じて災害対策本部を設置し、義援金募集・救援物資の手配・配送などに尽力しました。

1973（昭和48）年、災害対策基本規程が成立し、その後数度の改正を経て、2002（平成14）年に宗門災害対策基本規程が發布されます。この規程では、災害対策委員会と災害対策金庫の設置が明文化され、被災寺院などへの救援・復興資金が確保できるようになりました。

1980（昭和55）年には、伝灯奉告法要記念として寺院災害共済規程が成立して災害共済制度が確立し、災害見舞金や災害補償金の給付、修復資金の貸付をする、いわば積立方式による災害保険が発足しました。

1995（平成7）年、淡路島を震源地とするマグニチュード七・二を記録した阪神・淡路大震災が発生しました。この震災を契機に、災害対策基本規程の一部を変更し、激甚災害や大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、救援復興対策が恒常的におこなえる

ようにしました。また、災害対策金庫が設置され、復興のための資金が、寺院に貸し付けられました。

全国からは義援金、救援物資、ボランティア活動への参加など多大な支援が展開され、全国の僧侶・仏教青年会・仏教婦人会・仏教壮年会会員なども多く参加して支援にあたりました。

さらに本願寺では、財政面での支援だけでなく、浄土真宗ビハラー救援センター事務局を設置し、被災者の心のケアにもあたりました。

本願寺史料研究所



『増補改訂 本願寺史』第4巻

8800円（税込・送料別）

A5判、908ページ

※ご注文は本願寺出版社まで